

II 用語の説明

1 収支項目

家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といい、その分類方法は、「III 収支項目分類の基本原則」(p. 449) を参照のこと。

ここでは主な収支項目等について説明する。

(1) 収入

実収入……いわゆる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したものである。

実収入以外の受取（繰入金を除く）……言葉「見せかけの収入」であり、現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うものである。

繰入金……前月から持ち越した世帯の手持ち現金である。

受取……「実収入」のほか、「実収入以外の受取（繰入金を除く）」、前月からの「繰入金」を含み、「支払」と一致している。

(2) 支出

実支出……「消費支出」と「非消費支出」を合計した支出である。

消費支出……いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。

非消費支出……税金や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出である。

実支出以外の支払（繰越金を除く）……言葉「見せかけの支出」であり、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加あるいは負債の減少を伴うものである。

繰越金……当月末における世帯の手持ち現金である。

支払……「実支出」、「実支出以外の支払（繰越金を除く）」、翌月への「繰越金」から成り、「受取」と一致している。

(3) その他

可処分所得……「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。これにより購買力の強さを測ることができる。

黒字……「実収入」と「実支出」との差であり、マイナスの場合は赤字ということになる。これは「可処分所得」から「消費支出」を差し引いた額とも同じである。

貯蓄純増……「預貯金」と「保険料」の合計から「預貯金引出」と「保険金」の合計を差し引いたものである。

金融資産純増……「貯蓄純増」に「有価証券購入」と「有価証券売却」との差を加えたものである。

2 各種比率

エンゲル係数……消費支出に占める食料費の割合であり、生活水準の高低を表す一つの指標となる。

黒字率……可処分所得に対する黒字の割合である。

平均貯蓄率……可処分所得に対する貯蓄純増の割合である。

金融資産純増率……可処分所得に対する金融資産純増の割合である。

平均消費性向……可処分所得に対する消費支出の割合である。

3 現金収支と現物収支

収支は現金収支と現物収支に分けられる。家計調査では、このうち現金収支を主体としている。現物収支は、現金収支と分けて大きな分類のみ別掲している。

4 用途分類と品目分類

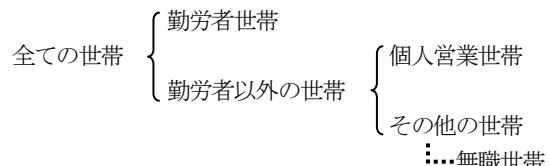
支出の中の「消費支出」は「用途分類」と「品目分類」の二通りの方法によって分類されている。

「用途分類」とは、世帯で購入した商品を、その世帯で使うか、それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類する方法であり、「品目分類」とは、この用途にかかわらず、同じ商品は同じ項目に分類する方法である。

5 世帯と世帯員

(1) 世帯

世帯とは、住居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では施設等の世帯及び学生の単身世帯を除く一般世帯を対象にしている。これらの世帯を、家計費に充てるための収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のように区分している。



「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などで雇われている世帯をいう。なお、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は「勤労者以外の世帯」とする。

「勤労者以外の世帯」とは、勤労者世帯以外の全ての世帯をいう。「個人営業世帯」には世帯主が商人、職人、個人経営者、農林漁業従事者の世帯が分類され、「その他の世帯」には世帯主が法人経営者、自由業者、無職などの世帯が分類される。

なお、勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)の収入は、年間収入しか調査されていないので、消費支出及び年間収入の結果数字しか得られない。

(2) 世帯員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚の子供、住み込みの家事使用人、営業使用人なども世帯員とみなしている。

また、家族であっても別居中の人の、家計を別にしている間借りなどは世帯員に含めない。

(3) 世帯の属性分類

世帯の分類に用いている「職業」、「産業」、「企業規模」は、世帯主の就業状態によるものである。なお、「企業規模」は勤め先の企業の従業者数の大きさによって分類している。

世帯類型……世帯を世帯員の続き柄による構成によって分類したもので、いわゆる核家族と呼ばれる「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供から成る世帯」を始め、「両親と子供夫婦又は未婚の孫から成る世帯」、「母親と20歳未満の子供のみの世帯」など家計分析に有効なように世帯を区分している。

6 調整集計世帯数

調査世帯の抽出率は全国一律ではなく、結果利用上の観点及び実査上の制約を考慮して、できるだけ調査に無駄がないように定めている。例えば、平成17年国勢調査結果でみると東京都区部では抽出率が1/5390であるが、都道府県庁所在市のうち、最も世帯数の少ない市は1/489となっている。集計に当たってこの抽出率の違いを無視すると、東京都区部のように抽出率の低い地域の実態が過小評価されることとなる。そこで、各地域ごとに係数（調整係数という。）を乗じて集計している。こうした抽出率調整などを行った世帯数の和が調整集計世帯数（結果表上は10倍値で表章）である。

7 世帯数分布（抽出率調整）

各区分に該当する世帯数の割合を調整集計世帯数を使って表したもので、1万分比又は10万分比で表章される。これにより、母集団の世帯分布を知ることができる。

8 購入頻度（100世帯当たり）、購入世帯数（1万分比）

購入頻度は、当該品目への支出の頻度を抽出率調整などを行った上で表したもので、100世帯当たりの回数で表章される。一方、購入世帯数は、当該品目への支出があった世帯の割合を調整集計世帯数を使って表したもので、1万分比で表章される。

なお、四半期又は年の結果においては、購入頻度は当該期間中の各月結果の合計で表章されるが、購入世帯数は当該期間中の各月結果の単純平均で表章される。

9 年間収入階級と五分位、十分位階級

「年間収入」は過去1年間の現金収入であるため、各年間収入階級の現金実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。

「五分位階級」とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などの収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で五等分して五つのグループを作った場合の各グループのことである。収入の低い方から順次第I、第II、第III、第IV、第V五分位階級という。それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが「五分位階級別」の結果であり、所得階層別に家計収支をみたり、所得の格差の動きを見たりする際に有用である。

「十分位階級」は、上記と同じ要領で十等分した場合の十のグループのことである。

10 住居の所有関係

住居は、その所有関係から次のように区分している。

「持家」とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合をいう。未登記又は分譲住宅などで分割払いの未払分があつても、居住していればこれに含める。

「民営借家」とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の「公営借家」、「給与住宅」に該当しないものをいう。

「公営借家」とは、都道府県営、市町村営のほか、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関が市民を対象に経営する賃貸住宅に居住している場合をいう。

「給与住宅」とは、勤め先の会社、官公庁、団体などがその職員家族を居住させるために所有管理又は借り上げている住宅に居住している場合をいう。なお、玄関、台所、便所の専用、共用の別は問わない。

なお、「世帯票」(p. 467) の調査事項のうち「民営の賃貸住宅（設備共用）」及び「借間」の世帯の收支は表章せず、総数に含めている。

11 実質増減率の算出方法

消費支出の各項目ごとの対前年（同期・月）実質増減率は、次式により求めている。

なお、実収入、可処分所得、消費支出などは、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合指数の変化率を用いている。

$$\text{実質増減率} = \left(\frac{\frac{100 + \text{名目増減率}}{100 + \text{各項目に対応する消費者物価指数}} - 1}{\text{の変化率}} \right) \times 100$$

12 平成14年以降の食料の購入数量の推定方法

平成14年から食料の数量調査が6分の1の世帯（調査開始1か月目）のみ調査することとなったため、14年以後の購入数量は、金額と数量を共に調査している世帯から「平均価格」を求め、全ての世帯の1世帯当たりの「支出金額」を除して「購入数量」を求めている。このため、内訳項目の購入数量の合計値とその上位項目の購入数量は一致しない。

13 分布補正

単身世帯は、抽出率の逆数である調整係数を乗じたのみの推定では、十分な結果精度を得ることができない。そこで、結果精度の向上を図るために、結果の推定に当たって分布補正を行っている。あわせて、総世帯の結果を求めるため、二人以上の世帯についても分布補正を行っている。

すなわち、調整係数を用いて地域間の補正を行った後、調査世帯の属性分布の偏りを、労働力調査の結果に基づき、二人以上の世帯については、世帯人員（4区分）別、地方（10区分）別世帯分布を、単身世帯は地方（6区分）別、男女、年齢階級（3区分）別世帯分布を用いて補正を行い、結果を推計している。